

令和5年2月27日  
高齡福祉部介護保険課

## 介護認定審査会委員の令和4年分源泉徴収票の誤記載について

### 1 主旨

令和5年1月24日に介護認定審査会委員あてに送付した令和4年分源泉徴収票（以下「源泉徴収票」）において、本来、支払金額は源泉徴収税額を含めた金額を記載すべきところを、誤って源泉徴収税額を差し引いた後の金額を記載したことが判明したため報告する。

### 令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	(受給者番号)											
		(役職名)											
		氏名					(フリガナ)						
種別		支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額		
		内 円			円			円			内 円		
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数
有	従有	老人		特 定	老 人	そ の 他				特 別	そ の 他		
			円	人	従人	内	人	従人	人	従人	人	従人	人
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額				
内 円			円			円			円				
(摘要)													

### 2 判明した経緯

2月20日に委員の1名から支払金額の誤りについて指摘を受け、改めて全委員の支払金額を確認したところ、記載金額の誤りが判明した。

### 3 誤記載の原因（別紙1参照）

- これまで支払金額の算出に使用していたエクセルについては、必要なデータをすべて手入力していたが、今年度、エクセルへの一部データの取り込みを自動で行えるよう新たなものに作り替えた。その際、支払金額として、委員に支払った1年分の報酬から源泉徴収税額を差し引いた金額を設定してしまった。
- 新しいエクセルにより算出した支払金額等のデータについて他の職員によるチェックをしないまま法定調書システムに取り込んだ。
- 委員に源泉徴収票を送付する前に、氏名、住所の確認は行っていたが金額の確認を行っていなかった。

#### 4 対象人数

介護認定審査会委員 252名分(令和4年中に在籍した委員全員分)

#### 5 区の対応

支払金額を改めて手計算で計算し、正しい支払金額であることを複数の職員で確認したうえで、データを法定調書システムに入力しなおし、源泉徴収票を再度印刷した。2月21日に全委員へお詫び文とともに発送した。

#### 6 再発防止策

今回の事務の誤りは、既存システムの改修の際に、十分なチェック体制が取れていなかったことに起因する。今後、新たなソフトを活用する際を含め、次の取り組みを徹底する。

- (1) システム改修等を行う場合は、予め課長に報告し、その進行管理のもとに、複数の職員によりすべての出力項目の確認を行う。
- (2) 課長は、確認を行った職員を含め、確認の工程を記録する。
- (3) 係長及び課長の決裁を経たうえで、区民等に送付することを徹底する。

#### 《参考》

##### ○介護認定審査会委員について

- ・ 区長の附属機関である介護認定審査会の委員として区長が委嘱。委員は各推薦団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会等)から推薦していただいている。
- ・ 要介護・要支援認定申請が出された被保険者の認定調査票と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による介護認定審査会で審査し、要介護・要支援状態区分を判定。
- ・ 全60部会、各部会は2週間に1回開催。
- ・ 1部会あたり4名で構成されている。
  - 医療(医師、歯科医師)2名
  - 保健(看護師、薬剤師等)1名
  - 福祉(施設長、介護職等)1名
- ・ 委員報酬(審査会1回出席あたり)
  - 部会長 25,000円
  - 委員 22,500円
  - 研修 10,000円

所得税(月額乙欄を適用)税率3.063%を源泉徴収しており、毎年、源泉徴収票を発行し、委員へ送付している。

## 源泉徴収票作成の流れ（介護認定審査会委員用）

